

# 指定訪問リハビリテーション

## 及び介護予防訪問リハビリテーション 運営規定

2015年8月1日作成

2022年4月1日改訂

2024年6月1日改訂

2026年6月2日改定

第1条 医療法人財団健和会柳原リハビリテーション病院（以下、「当病院」という）が実施する指定訪問リハビリテーション及び指定介護予防訪問リハビリテーション（以下、「指定事業」という）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定める。

（事業の目的）

第2条 要介護状態又は要支援状態にある者（以下、「要介護者」という）に対し、適正な指定事業を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第3条 当院が実施する指定事業の従事者は、要介護者が居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の居宅において、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを行なうことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図ることを目的とする。

2 指定訪問リハビリテーションの実施にあたっては、居宅介護支援事業者その他保険医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるとともに、関係市区町村とも連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

（名称及び所在地）

第4条 指定訪問リハビリテーションを実施する事業者の名称及び所在地は次の通りとする。

- 名称 医療法人財団健和会柳原リハビリテーション病院
- 所在地 東京都足立区柳原一丁目27番地5号

（従業者の職種、員数、及び職務内容）

第5条 指定リハビリテーションの従事者の職種、員数、及び職務内容は次の通りとする。

- 管理者医師 常勤（専任） 1名
- 医師 非常勤（兼務） 3名
- 理学療法士 常勤（兼務） 1名
- 作業療法士 常勤（兼務） 1名

従事者は、医師の指示及び訪問リハビリテーション計画に基づき、利用者の心身機能の回復を図るために必要なりハビリテーション、指導を行う。

(営業日及び営業時間)

第6条 事業所の営業日及び営業時間は、次の通りとする。

(1) 営業日 月曜日から金曜日

ただし、祝日、12月30日から1月3日までを除く。

(2) 営業時間 午前9時～午後5時

ただし、サービス提供時間は、午前9時より移動開始、午後5時までに移動終了となる為そのサービス提供時間は、指定事業サービスを提供する区域によって移動時間を考慮するものとする。

(3) 電話により24時間常時連絡可能な体制とする。

・午前9時から午後5時までは、指定事業担当相談員及び、専従する従業者により対応する。

・午後5時から午前9時までは、柳原リハビリテーション病院の夜間当直職員及び病棟の職員により対応する。

(指定事業の内容)

第7条 指定事業の種類は次の通り。

訪問リハビリテーション

訪問リハビリテーションは、計画的な医学管理を行っている医師の指示に基づき、居宅を訪問し基本的動作能力又は応用的動作能力、社会的適応力の回復を図るための訓練等について必要な指導を行う。

(通常の事業の実施範囲)

第8条 通常の実施地域は足立区千住1～5丁目、千住曙町、千住旭町、千住東町、千住関屋町、千住仲町、千住中居町、千住河原町、千住橋戸町、千住寿町、千住柳町、千住宮本町、千住緑町、千住龍田町、日ノ出町、柳原とする。

荒川区南千住7・8丁目、墨田区墨田1～5丁目、堤通2、八広6、東向島5  
葛飾区堀切2～5丁目 ※通常サービス範囲外は応相談

(利用料その他の費用の額)

第9条 指定事業を提供した場合の利用料は、次のとおりとする。

(1) 指定事業を提供した場合の利用額は、厚生労働大臣が定める基

準によるものとし、指定訪問リハビリテーションが法定代理受領サービスである時は、その1割、2割或いは3割の額とする。

- (2) 費用については、別紙参照のこと。
- (3) 第8条に規定した通常の事業の実施地域を越えて行う指定事業に要した交通費については、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、以下の額を徴収する（片道×2）。タクシー利用の場合は、その実費額とする。
- ・ 事業所から片道概ね 15 km未満 220円
  - ・ 事業所から片道概ね 15 km以上 440円
- (4) 交通費の徴収の際には、あらかじめ利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得る。

(事故発生時の対応)

第10条 事業者は、利用者に対する指定事業の提供により事故が発生した場合は、速やかに医療機関、利用者の家族等に連絡し、必要な措置を講ずる。

(業務継続計画の策定)

第11条

- 1 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対し訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
- 2 事業所は、従業員に対し業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施する
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

(苦情処理)

第12条 指定事業に関わる苦情が生じた場合は、迅速かつ適切に対応するとともに、必要な措置を講じる。

- ・ 当施設ご利用者様相談・苦情担当 事務長 電話 03-5813-2121
- ・ 権利擁護センターあだち（足立区） 電話 03-5813-3551
- ・ 福祉サービス総合相談（荒川区） 電話 03-3802-3396
- ・ すみだ福祉サービス権利擁護センター（墨田区） 電話 03-5655-2940
- ・ 葛飾区福祉管理課企画係（葛飾区） 電話 03-5654-8234
- ・ 東京都国民健康保険団体連合会 介護サービス苦情相談窓口 電話 03-6238-0177
- ・ 院内にご意見箱（投書箱）を設置

(虐待の防止)

第 13 条 事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するために、以下に掲げる事項を実施する。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果についての従業者に周知徹底を図る
- (2) 虐待防止のための指針を整備する。
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修を実施する。
- (4) 前 3 号に掲げる設置を適切に実施するための担当者を設置する。

(個人情報保護)

第 14 条 事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取扱いに努める。

- 2 事業者が得た利用者の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

(サービスにあたっての留意事項)

第 15 条 サービスの利用にあたっては、利用申込者又はその家族に対し、重要事項を記した文書を交付して説明を行い、利用申込者の同意を得る。

- 2 利用開始にあたっては、別に定める利用契約書に記載した事項を、当事業所と利用者の双方が確認を行い、その遵守に努めることとする。
- 3 事業者は、正当な理由なく指定事業の提供を拒んではならない。
- 4 災害その他やむを得ない事情がある場合を除き、サービス提供の実施を変更しない。
- 5 利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医に連絡をとり、その指示に従う。
- 6 法定代理受領サービスに該当しない指定事業に係る利用料の支払いを受けた場合には、提供した指定事業の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を発行する。

(その他運営に関する留意事項)

第 16 条 従業者の質的向上を図るための研修の機会を設け、業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後 1 ヶ月以内
- (2) 継続研修 年 3 回

- 2 従業者は業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持する。

- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持させるべき旨を従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 この規定に定める事項の外、運営に関する重要事項は、医療法人財団健和会柳原リハビリテーション病院が定めるものとする。

(ハラスメント対策)

第 17 条 セクハラ・パワハラ等を防止し、利用者・職員を守る体制を整備する。

- 2 事業所は職場におけるハラスメントの把握に務め、ハラスメント防止の方針を明確化し、職員に周知徹底を行う。
- 3 ハラスメント相談員を設置し、職員の相談に応じる。また、対応について協議する。

(附則)

この規定は、2026年6月1日から施行する。

○ 訪問リハビリテーション料金表

	項目	適用	単位 (利用料)
訪問 リハビリテーション 費	<input type="checkbox"/> 訪問リハビリテーション費 (1回≒20分につき)	要介護1~5	308 単位/回 (341 円)
	<input type="checkbox"/> 移行支援加算 (1日につき)		17 単位/日 (18 円)
	<input type="checkbox"/> 認知症短期集中 リハビリテーション実施加算 (1日につき)		240 単位/日 (266 円)
介護予防訪問 リハビリテーション 費	<input type="checkbox"/> 介護予防訪問リハビリテーション 費 (1回≒20分につき)	要支援1~2	298 単位/回 (330 円)
	<input type="checkbox"/> 利用開始月から12か月を超え ※条件を満たさない場合		減算 30 単位/回 (33 円)
共通	<input type="checkbox"/> サービス提供体制強化加算 (I) (1回≒20分につき)	要介護・要支援	6 単位/回 (6 円)
	<input type="checkbox"/> 短期集中 リハビリテーション実施加算 (1日につき)		200 単位/日 (222 円)
	<input type="checkbox"/> 退院時共同支援加算		600 単位/回 (666 円)
	<input type="checkbox"/> 事業所医師の未診療の場合		減算 50 単位/回 (55 円)

※介護職員等処遇改善加算

基本報酬およびその他の加算を含めた総単位数に対して1.5%加算

[ 1回あたりのご利用料金の目安 (1割負担の場合) ]

○ 1回に60分の訪問リハを提供した場合 (要介護1~5の方)

・料金: 1,079 円

【計算内訳】

・基本・その他加算: 959 単位

・処遇改善加算 (1.5%): 14 単位

・合計: 973 単位 × 11.10 (地域単価) × 10% = 1,079 円

○1回に60分の訪問リハを提供した場合（要支援1・2の方）

・料金：1,027円

【計算内訳】

・基本・その他加算：912単位

・処遇改善加算（1.5%）：14単位

・合計：926単位 × 11.10（地域単価） × 10% = 1,027円

※1回の訪問リハビリ料金に加え、ご利用内容や条件に応じて加算や減算が生じます。

※上記の金額は、基本報酬および各加算（処遇改善加算 1.5%を含む）を合わせた総単位数から算出した目安です。端数処理の関係上、実際の請求額とは数円の差異が生じる場合があります。